

令和8年度消費者庁行政事業レビュー外部有識者会合 政策評価有識者懇談会 合同会合
議事概要

日 時：令和8年7月13日（月）15：00～17：00

場 所：WEB 会議形式

出席者：外部有識者 石 堂 正 信 元 公益財団法人交通協力会 常務理事
川 澤 良 子 Social Policy Lab 株式会社 代表取締役社長
楠 茂 樹 筑波大学人文社会系 教授

議 題：行政事業レビュー対象事業の外部有識者による点検について

概 要：今年度の点検対象事業のうち「食品衛生基準科学研究費補助金（食品衛生基準行政推進調査事業費補助金を含む）」、「食品用器具・容器包装の安全性確認の計画的推進事業」について、食品衛生基準審査課から事業の概要を説明した後、外部有識者による意見交換が行われた。

（議事概要）○：外部有識者 ●：食品衛生基準審査課

1. 食品衛生基準科学研究費補助金（食品衛生基準行政推進調査事業費補助金を含む）

○研究課題の配分額を評点に応じて差別化する仕組みについて、採択後に配分額を決定するのか。

●事前評価委員会による評点に基づき、研究課題の採択と配分額を決定している。評点に応じて配分額を調整する仕組みとしており、予算の範囲内で効率的な執行を行っている。

○研究成果データベースについて、消費者庁ホームページとの関係が分かりにくく、研究成果の公表状況が利用者に伝わりにくいのではないかと。

●御指摘を踏まえ、研究成果データベースへのリンクなど、利用者が研究成果へアクセスしやすくなるよう改善させていただきたい。

○論文数や学会発表件数を長期アウトカムとしているが、研究成果の取りまとめや公表はより短期・中期の成果とし、食品の安全に関し行政施策の科学的な促進確保を長期の成果として整理した方が事業のロジックとして分かりやすいのではないかと。

●研究課題の性質上、研究成果の取りまとめ後に論文公表等が行われることが多く、中期アウトカムとして位置付ける考え方もあり得る。

○採択先として国立医薬品食品衛生研究所の比率が高く見受けられる。研究分野の裾野を広げる観点から、大学や他の研究機関の参画促進が重要ではないかと。また、公募型と指定型の役割分担は明確か。

●食品衛生分野の研究者層は限定的であるが、複数機関の連携や自由課題の設定などを通じて、研究分野の裾野拡大と人材育成を進めていきたい。公募型は原則公募により研究者を採択するものであり、指定型は行政的な緊急性が高いものや専門的・学術的観点から特定の専門家でなければ対応できない研究について指定する形で採択するものであり、両者の役割は異なる。

○論文数を厳密に考える時、短期、中期、長期をどういうスパンで考えているのか、どのくらいのビジョンで成果を考えているのか。

●中期は3年～5年、長期は5年以上と考えている。行政効果報告は終了後5年まで論文数を追えることから今は長期アウトカムとしているものについても、中期のほうがより適切か検討したい。

○補助金を出しているのであれば、研究の分野が推進される効果の話と、最終的に行政にどう活用されたかの成果とを分ける必要があるのではないか。

●行政への活用については、今までの研究の行政施策への成果と、今後行政施策への効果が期待できる研究をまとめている。

○選択した研究から消費者行政に資するものが出てきたかどうかを常に考える必要がある。長期アウトカムには論文数ではなく、研究成果が消費者行政にどのくらい反映されたか等、成果指標について検討の余地があるのではないか。

●長期アウトカム 503 で記載しているが、定性的アウトカムにおいてもより具体的な実績の記載ができるかと考えているが、定量的な実績の記載とすることについては引き続き検討していきたい。

2. 食品用器具・容器包装の安全性確認の計画的推進事業

○ポジティブリスト制度の完全施行後も、既存物質のうち追加的なリスク評価を行う対象物質が存在することについて、制度との関係が分かりにくい。完全施行の意味と、ポジティブリストに掲載されている物質の安全性評価の考え方をより明確に示すべきではないか。

●既存物質は従来から使用実績があり、安全性に重大な懸念があるものではない。完全施行とは、ポジティブリストとして入れるべき物質の告示作業が完了し、制度として施行できる状態になったことを意味するものであり、既存物質の追加評価とは別のトラックの取組。その上で、リスク評価が十分でない42物質について優先的に評価に必要な知見の収集を進めており、既存物質としてのこれまでの使用実績から安全でないとの断定まではしないが、追加で個別物質のリスク評価を行う趣旨である。

○長期アウトカムについて、ポジティブリストの適用状況や違反事例の件数を継続的に追

い、その数字が改善していくことを長期アウトカムの指標として検討してはどうか。

●監視指導や違反件数の把握は厚生労働省の所掌となるが、食品衛生基準行政は消費者庁の担務であることから、消費者庁として設定すべき指標の在り方について検討したい。

○既存物質のリスク評価については、生産量や暴露量等の観点も踏まえて評価対象を選定しているのか。

●暴露量や利用実態等を考慮しながら評価対象の選定を行っている。

○調査件数の実績値が大幅に増加している一方、目標値が据え置かれている理由が分かりにくい。調査手法の変更や一次スクリーニングの扱いについて、説明を充実させるべきではないか。

●令和7年度は QSAR 等のコンピューターによる評価手法を活用し、同じ工数でも評価可能な物質数が増加したことが実績値増加の要因である。今年度からは一次スクリーニング前の調査対象物質数を成果件数とする方法に変更しており、数値の変動が大きくなならないよう対応を進めている。

○新規物質のポジティブリスト収載について、事業者の要請への対応期間の目安はあるのか。

●必要な試験データの整備状況等によって審査期間は大きく異なるため、一律の期間目標を設けることは難しいが、事業者との事前相談を通じて効率的な対応を進めている。

○支出先の記載について、役務費とされている支出の中に機器購入費が含まれているなど、費目の整理をより分かりやすく記載すべきである。

●御指摘の箇所は記載誤りであり、実際には機器購入費である。今後は記載内容の正確性向上に努めたい。

○新規物質の収載件数は事業者の申請動向に左右されるため、成果指標の設定が難しい面があるが、当初見込みの根拠を明確にするとともに、活動内容がより具体的に分かる指標の設定を検討してほしい。

●事前相談の熟度等を踏まえて見込み値を設定しているが、成果指標の在り方については引き続き検討したい。

○新規物質の申請件数が増加した場合の予算の対応はどのように考えているのか。

●事前相談の件数等を踏まえて予算を設定しており、相談ベースの実績を基に対応を進めている。

以上